青

第三千百七十三号

(金曜日) 一月十一日 一日

平成

降雨採取器の購入に係る一般競争入札 業を行う事業所の所在地変更の届出..... 障害者自立支援法による指定相談支援事業者の相談支援事 障害者自立支援法による相談支援事業者の指定..... 障害福祉サービス事業者の指定..... 障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定...... 青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則 告 規 目 告 示 則 次 (障害福祉課) ... (対策課) 県上 改団 民北 本体 善経 同 同同 地 局域 _ : : : : = \equiv 三 三.

規 則 建設業者の許可の取消し.

:

ᄁᄓ

青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

青森県知事

Ξ

村

申

吾

平成二十一年十二月十一日

青森県規則第六十一号

(

青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

のように改正する 青森県農業改良資金貸付規則 (昭和三十一年十月青森県規則第七十号) の一部を次

える。 第一項の規定により読み替えて適用される法第三条第一項の認定製造事業者等」を加 第一条中「認定中小企業者」の下に「及び米穀の新用途への利用の促進に関する法 (平成二十一年法律第二十五号。 以下 「米穀新用途利用促進法」 という。) 第八条

項 げる者以外の」を 号を加える。 第二条第一項中「第十一条第一項」 を加え、同項ただし書を削り、 「次条第二号から第七号までに掲げる」に改め、同条第三項に次の 同条第二項中「認定農業者及び次条第十一号に掲 の下に「及び米穀新用途利用促進法第八条第一

米穀新用途利用促進法第八条第二項に規定する資金

する場合に」を加え、同条第一号を次のように改める。 計画に従つて米穀新用途利用促進法第二条第七項第二号イ又は八に掲げる措置を実施 る者にあつては米穀新用途利用促進法第五条第三項に規定する認定生産製造連携事業 「 (平成十一年法律第百十号) 」を、「実施する場合に」の下に「、第十一号に掲げ 第三条ただし書中「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」の下に

含む。) の認定を受けた者 措置法(昭和三十六年法律第十五号)第三条第一項に規定する果樹園経営計画を 年法律第百八十二号) 第二条の五に規定する経営改善計画及び果樹農業振興特別 定する農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九 農業経営基盤強化促進法 (昭和五十五年法律第六十五号) 第十二条第一項に規

のように改める。 第三条第七号中「集落営農組織」 を「前号に掲げる団体」に改め、 同条第八号を次

導入計画の認定を受けた者 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第四条第一項に規定する

第三条第十一号中 同号を同条第十二号とし、 「第四条第一項」の下に「に規定する農商工等連携事業計画」 同条第十号の次に次の一号を加える。 を

同組合等又は同条第六項に規定する促進事業協同組合等である場合にあつては、 該生産者又は特定畜産物等の生産の事業を行う者が同条第三項に規定する農業協 規定する促進事業者のうち同項第二号の特定畜産物等の生産の事業を行う者 (当 を受けた米穀新用途利用促進法第二条第三項に規定する生産者又は同条第六項に 米穀新用途利用促進法第四条第一項に規定する生産製造連携事業計画の認定

その直接又は間接の構成員を含む。)

十三 米穀新用途利用促進法第四条第二項第三号に規定する農業改良支援措置を行 第三条に次の一号を加える。

接の構成員を含む。 進法第二条第四項に規定する製造事業者又は同条第六項に規定する促進事業者 う同条第一項に規定する生産製造連携事業計画の認定を受けた米穀新用途利用促 条第六項に規定する促進事業協同組合等である場合にあつては、その直接又は間 (当該製造事業者又は促進事業者が同条第四項に規定する事業協同組合等又は同

項」を加える。 第十条第一項中「第十一条第一項」の下に「及び米穀新用途利用促進法第八条第一

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

示

号の規定により公示する。 自立支援医療機関 (精神通院医療) を次のとおり指定したので、同法第六十九条第 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五十四条第二項の規定により、 青森県告示第七百九十一号

平成二十一年十二月十一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

: - 	在地
所在	
	地

青森県告示第七百九十二号

規定により公示する。 次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第二十九条第一項の規定により、

平成二十一年十二月十一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

"	三字安田七三五の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	あうん の家	介重 護度 訪問	三字安田七三五の 引前市大字高屋	人社 抱民福 社法
11	三 字安田七三五の 弘前市大字高屋	あうん の家	居宅介護	三 字安田七三五の 弘前市大字高屋	人 抱 民 名 祖 法
11	の四 アー 四 アー 四 アー 四 の四 の四 の四 の四 の	ポート大樹 株式会社サ	支就 援労 A継 型続	の四 学下川原一一四 一四	ポート大樹
11	目二の二一の二一の二一	長 セ チ タ ー 下 ア	介重 護度 訪問	目九 神田駿河台二丁 東京都千代田区	チイ学館 二
111-111-1	目二の二一の二一	長 セニ ター ト 下	居宅介護	目九 神田駿河台二丁 東京都千代田区	チイ学館 二
"	目一八の四四二丁	所森八戸営業 アライフ青 学	介重 護 訪問	五春森市卸町三の	森 ア ラ イ フ 青 ケ
三平 一成 三 <u>=</u>	目一八の四四二丁	所森八戸営業 アライフ青 学	居宅介護	五春森市卸町三の	森 ア ラ イ フ 青 ケ
年月日	所 在 地	名称	の [†] 種類 類	所 在 地	名称
指定	業 所の上げる	事には、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	ナ障 害 ご福 ス祉	業者という。	事業温祉サー

青森県告示第七百九十三号

り公示する。 次のとおり相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定によ次のとおり相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一項の規定により、

平成二十一年十二月十一日

青森県知事 三 村

申

吾

抱民舎 社会福祉法人 名 指 定 相 称 談 三字安田七三五の一字安田七三五の 支 所 在 地 援 事 業 者 んであいの家あう 名 相談支援事業を行う事業所 称 三字安田七三五の 弘前市大字高屋 所 在 地 三平 三成 年指 月 日定

青森県告示第七百九十四号

の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。次のとおり指定相談支援事業者から相談支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第四十六条第一項の規定により、

平成二十一年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変 更 更 後 前		区 分	
林医 会療法 人 杏		名称	指定相談	
五の中東京の一二二丁目 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		の 所 在 地主たる事務所	支援事業者	
ーション ハートステー ションテー		名称	事相談支援	
丁八目足	丁八目尸	所	業事業	
ー の 六 ○野	一四の二四 の二四 の二四	在	を 行	
四四	四八	地	所う	
三平 ·_成 ·_ 六		年変 月 日更		

公

降雨採取器の購入に係る一般競争入札

|年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。| 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

平成二十一年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、一般競争入札に付する事項

入札説明書による。

履行期限

平成二十二年三月二十六日

Ξ

納入場所

青森県原子力センター青森市駐在青森市東造道一丁目一の一

入札に参加する者に必要な資格

兀

い者であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな

は平成二十一年三月二十七日青森県告示第百九十九号の一の規定により理化学・2(平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号(物品等の競争入札参加資格)又

計測機器の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

五 入札書の提出場所等

+ に - 人札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わ

上北郡六ケ所村大字倉内字笹崎四〇〇の

青森県原子力センター

入札書の提出方法 七四 二二五

2

3 入札、 1に掲げる提出場所に持参すること。 日時 開札の日時及び場所

平成二十一年十二月二十一日

場所 午前十一時

上北郡六ケ所村大字倉内字笹崎四〇〇の

青森県原子力センター 二階会議室

入札後、 直ちに入札者の面前で開札を行うこととする。

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項 青森県財務規則 (昭和三十九年三月青森県規則第十号) 第百三十二条、第百三十

七 三条及び第百五十九条の規定による。 契約書の取り交わし時期

八 落札者の決定方法 落札決定の日から七日以内

つ、十の3の規定により落札対象とする者を落札者とする。 予定価格の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行い、か

遵守するほか入札説明書による。 青森県財務規則 (昭和三十九年三月青森県規則第十号) に定める入札者心得書を

青

九

入札条件

十 その他

1

入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

反した入札は、 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違 無効とする。

3 入札書の記載方法

切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、 当する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、 の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 落札者決定に当たっては、 入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相 入札者は、 見積もった契約金額 消費税及び地方消費 その端数を

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十二月十一日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号又は名称 有限会社青森三広

代表者の氏名 神園 靖子

Ξ

主たる営業所の所在地 上北郡六ケ所村大字尾駮字野附四六四の八

兀 許可番号 青森県知事許可 (般 一七) 第五

二七四号

五 六 取消年月日 平成二十一年十一月五日

取消しに係る建設業の許可

鋼構造物、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十一年五月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人) 県号

定価小口一枚二付十五円一銭